

松戸市議会議員定数等協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 本市議会活動に対する市民の理解を促進するとともに、議会への市民の信頼を高めることを目指し、議員定数、倫理、及び報酬等について広く協議するため、松戸市議会議員定数等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 議員定数に関する事項
- (2) 議員倫理に関する事項
- (3) 議員報酬に関する事項
- (4) 前号に定めるもののほか、協議会が必要と認める事項

（構成）

第3条 協議会は、会派の構成員3人当たり1人の委員をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、協議会において互選により選出するものとする。
- 3 委員長は、協議会を主宰する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行うものとする。

（会議の運営等）

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（報告）

第6条 委員長は、協議会の会議の結果を議長に報告するものとする。

（傍聴の取扱）

第7条 協議会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、委員の協議によって定める。